

飯山市消防団員の処遇等検討委員会（第４回）会議概要

日 時 令和４年１１月２１日（月）１５時３０分～

場 所 飯山市役所４階委員会室

出席委員 １２名（２名欠席）

１ 開 会（１５：３０）

２ 委員長あいさつ（１５：３１）

３ 前回の会議概要（１５：３２）

- ・検討の方向性に「４．消防団員条例定数」と「５．機能別消防団員制度の導入について」を追加したため、ご意見等あればお願いしたい。

《委員》

機能別消防団員の年額報酬については、少額で良いので支給の検討をお願いしたい。

《事務局》

検討させていただき、次回検討委員会の報告書の中でお示ししたい。

４ 会議事項（１５：３５）

（１）消防団行事、訓練や区等行事への協力について（資料１）

《事務局》 資料に基づき説明

《委員》

行事、訓練の方向性の式典の記載の中に懇親会について触れられているが、そこまでは言及しなくても良いのではないかと。

《事務局》

そのようにしたい。

《委員》

行事、訓練の方向性のポンプ操法大会の記載について、大会という表現ではあるが、訓練という性質もあるため、大会は必要と考える。

《委員長》

ポンプ操法大会が必要ということであれば、「大会のあり方について検討する」という内容だと廃止も含まれるため、国や県の動向を注視したうえで検討するというような文言を入れた方がよい。

《事務局》

精査させていただき、報告書の中でお示ししたい。

《委員》

行事、訓練の方向性の区等の行事の団員参加の記載について、「地域住民で実施できるものはしていただき、」とあるが、具体的な例を示していただかないと区で判断できない。

《事務局》

例示してわかりやすくしたい。

《委員》

区の行事や行方不明者の捜索について、消防団が協力するのがあたりまえという意識を変えること、消防団業務を明確にさせることが必要。

《委員》

上記意見については、区長会協議会でも話をして欲しい。

《副委員長》

区長会協議会の中で意見があった旨報告させていただきたい。

（２）消防車両運転にかかる体制整備について（資料２）

《事務局》 資料に基づき説明

《委員》

自動車免許取得における支援制度と方面隊はセットで考え、補助を受けるための要件は必要だと考える。

《委員長》

消防車両運転にかかる体制整備の方向性の自動車部の記載について、「支援制度と絡めて検討する」旨の文言を入れた方が良い。

《委員》

自動車免許取得における支援制度の概要に「予算の範囲内」という文言を入れた方が良い。

《事務局》

ご指摘いただいた点を加えていきたい。

（３）消防団員に対する安全装備品等の充実について（資料３）

《事務局》 資料に基づき説明

《委員長》

支給と貸与の２つの表現があるため、それぞれがどのような意味か記載するか統一するべきではないか。

《委員長》

「防火服など消防庁が示す基準と比べ不足している装備品等について、配備の充実を検討する」旨の記載で良いのではないか。

《事務局》

そのようにしたい。

【その他意見等】

《委員》

今までの検討委員会の内容について、市と消防団と調整するようお願いしたい。

《委員》

長野市において人が集まる場所でイベントの際にラップ披露がされていた。演奏する方のモチベーションアップに繋がるのではないかと。

5 その他（17:06）

次回の会議日程

日時：12月 8日（木）15時30分～

場所：市役所4階

内容：報告書案の検討について

市長への報告

日時：12月26日（月）10時～

場所：市役所3階応接室

出席者：正副委員長

6 閉 会（17:08）

各検討内容の方向性

1. 年額報酬

階級「団員」の年額報酬は国が示す 36,500 円を標準とし、その他の役職は近隣市町村の額を参考にバランスの取れた報酬体系としていく。

ただし、特科隊（機械係、救護隊、警鐘係、ラッパ係）の報酬は現状を鑑み、年額報酬に包含して、支給しない方向としていく。

なお、救護隊、ラッパ隊の個別訓練は訓練手当の中で適用していく。

2. 出動手当

出動手当については、上限を国が示す 8,000 円/日を基本とするが、出動内容によっては数時間の場合もあるため、時間、半日などの細分化も必要と考える。

3. 年額報酬等の個人支払い

年額報酬、手当は団員個人に直接支払いをしていく。

事情で現在、活動ができない団員の取り扱いについては休職制度を創設するなど柔軟な対応をとることとしていく。

4. 消防団員条例定数

消防団員の条例定数については、消防力の整備指針を参考に、各分団に配備されている車両等を最大限活用するための団員数及び管轄地域の実態を踏まえた団員数を確保することから、今後の現役団員の減少も考慮し、780人とするのが望ましい。

5. 機能別消防団員制度の導入について

概要については下記のとおりとし、条例定数に対し、不足する部分を補う団員確保にあたっては、OB団員を機能別消防団員として位置づけ導入していく。経費や各部の内情等考慮し、複数年に渡り段階的に確保していく。ドローン分団、女性分団などの機能別分団についても必要性を含め消防団の中で検討されたい。

対象者	原則、消防団経験者（退団者）
活動内容	部内の火災、災害において部長から要請があった場合、出動する。 式典・訓練への参加は免除
所属	部
出動範囲	部の出動範囲内
階級	新たに「機能別団員」を設ける
服装	法被（機能別消防団員文字入り）、長靴、ヘルメット、雨具、防寒着を貸与
補償等	消防団員等公務災害補償、福祉共済あり
出動手当	「基本団員」と同じ額を支給

年 額 報 酬	支給しない（火災、災害（大規模災害を含む）への出動のみのため）
退職報償金	支給しない
その他	階級「団員」から「機能別団員」へ移行する場合、分団長若しくは部長が推薦する。

6. 消防団行事、訓練や区等行事への協力について

観閲式や防火パレードなどについては、団員の負担軽減のため、半日を目途に時間短縮を検討されたい。

ポンプ操法大会については、総務省消防庁の検討委員会報告書にある「操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている」という指摘もあるが、一方で訓練として大事な要素もあることから、国や県等の動向を注視しながら大会内容について検討されたい。

道祖神祭りの警戒、警備などの区等行事の協力については、各地区の実情を鑑みながら、消防団業務から逸脱しないように区等と消防団が相談して消防団員への負担軽減に努められたい。

7. 消防車両運転にかかる体制整備について

自動車運転免許取得については、自動車部で必要になる人員を確保するため、支援制度の創設を検討されたい。

軽積載車については、今後も引き続きＡＴ車輛への更新を推進されたい。

自動車部については、部員の市外勤務等により出動出来ない部があること、現場におけるポンプ自動車数の適正化を考慮し、例えば、部を統合し方面隊として再編するなど、上記支援制度と併せて今後検討されたい。

8. 消防団員に対する安全装備品等の充実について

防火服など消防庁が示す基準と比べ不足している装備品等について、配備の充実に努力されたい。